

【施策】

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
- (2) 薬物依存を有する者への支援等
- (3) 生活困窮者支援等

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等

【現状と課題】

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

高齢者又は障がい者等矯正施設出所後に福祉的支援を必要とする者に十分な支援が行き届かないことで、再犯に至ってしまう場合もあるため、地域で社会福祉施設への入所等の適切な福祉サービスを円滑に利用することができる体制の整備が必要となっています。

【具体的な施策】

～障害編～

○ 地域活動支援センター事業 【障害福祉課】

障害の種別に関わらず、障がい者及びその家族を対象に地域での生活支援等に関する様々な相談に応じ、また、基礎的事業や機能強化事業等の各種サービスの利用について支援を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

障害者差別解消法に関連した権利擁護や啓発活動等の充実を図ります。

○ 多摩市地域自立支援協議会 【障害福祉課】

地域の障がい者の様々な問題に対し、地域の関係機関等と連携し支援体制について協議することを目的とした「多摩市地域自立支援協議会」を設置し、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むための取組を推進します。

○ 障害福祉サービス事業 【障害福祉課】

再掲（P. 7参照）

～高齢編～

○ 地域包括支援センター運営事業 【高齢支援課】

高齢者が地域で生活していくために、総合的なマネジメントを狙い支援を行う中核機関として、市内6か所に設置し、介護や権利擁護の相談支援を行うほか、包括的・断続的なケアなどを行うため、地域のネットワークづくりを推進します。

○ 認知症施策推進事業 【高齢支援課】

認知症地域支援推進員を中心として、認知症支援のネットワーク形成を図りながら、イベントや講演会等の実施、認知症サポーター養成講座及びフォローアップ講座を実施し、認知症に対する正しい知識の普及啓発や相互理解を推進し、当事者やその家族が住み慣れたまちで安心して暮らしているまちづくりに寄与します。

「認知症カフェ」として、当事者、家族、地域住民、専門職などなたでも集うことのできる場を提供します。

○ 生活支援体制整備事業 【高齢支援課】

地域で高齢者の生活を支える活動を創設するため、地域の高齢者の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するために、多様なサービス提供主体間の協議の場を設置し、市民の主体性に基づき運営される住民サービス等の担い手として生活サポーターを養成します。

○ 高齢者見守り相談窓口事業 【高齢支援課】

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の孤立しがちな高齢者の生活実態を把握し、関係機関と連携して、専門的な見守りを行い、必要な支援につなげるとともに、地域における高齢者の身近な相談窓口を作ることにより、高齢者が安心して暮らすことのできるまちづくりに寄与します。

【市内団体等の活動】

○ 多摩市社会福祉協議会

多摩市社会福祉協議会は、だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくりの推進を図り、幅広く各関係団体等との連携を行います。

**+α** 多摩市社会福祉協議会の事業

■ 権利擁護センターの設置

権利擁護センターを設置し、福祉サービスの利用を支援するほか、成年後見制度の普及啓発を図ります。

■ 地域福祉コーディネーターの配置

地域福祉コーディネーターを配置し、地域共生社会の実現に向けて、地域生活課題の対応、相談・支援体制の強化、地域のつながりの再構築などを市と連携し、地域の多様な課題の解決が図れるよう支援（コーディネート）します。

○ 多摩市民生委員協議会

民生委員・児童委員は、つねに住民の立場に立って、生活困窮者や高齢者、ひとり親家庭、障がい者など、地域をとりまくあらゆる困りごとに対し、相談支援を行い、行政をはじめとする各関係機関へつなぐパイプ役として市民の福祉の増進を図ります。民生委員・児童委員には守秘義務があり、住民が安心して相談できるよう、個人情報取り扱いには十分配慮して活動を行います。

## コラム1 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート・たま）と成年後見制度について （多摩市社会福祉協議会）

多摩市社会福祉協議会権利擁護センターでは、主に福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート・たま）や成年後見制度利用支援事業などを行っています。

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート・たま）は、市内で在宅生活を送っている高齢者や障がい者を対象に、利用者との契約に基づき①福祉サービスの利用支援を基本として、オプションで②日常的金銭管理サービス、③書類等の預かりサービスを行っています。

①福祉サービスの利用支援は、デイサービスやヘルパーなど福祉サービスの利用についての相談や情報提供、福祉サービスの利用契約・解約の手續支援、福祉サービス利用料の支払いなどの支援を行うサービスです。

②日常的な金銭管理サービスは、家賃や公共料金等の支払い状況の確認や支払い支援、預貯金の預入・払戻などの日常的な金銭管理支援を行うサービスです。

③書類等の預かりサービスは、権利証や年金証書、預貯金通帳、実印などの重要な書類等を金融機関の貸金庫で保管してお預かりするサービスです。

なお、本人の判断能力の著しい低下により福祉サービス利用援助事業の契約ができない場合や、契約後に判断能力が低下し契約の継続が難しい場合は、成年後見制度の利用支援も行っています。

成年後見制度は、認知症や障害などで判断能力が無いもしくは不十分な方を保護するために、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の財産管理や契約をはじめとする法律行為を行う制度です。

過去に万引きなどの犯罪をした者等の中には、認知症や障がい起因している場合もあります。前述した事業や制度を活用して、日々の見守りや福祉サービスの利用、金銭管理などの支援を受けることにより、安定した生活を送ることができれば、再犯を防止することが出来るのではないかと思います。

福祉サービス利用援助事業、成年後見制度の利用については、権利擁護センターにご相談ください。

## (2) 薬物依存を有する者への支援等

### 【現状と課題】

覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超えており、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっています。覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は全体のそれより高い傾向にあります。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、また薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要であると考えられます。薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、調査開始以降、一貫して増加しており、適切な支援が求められています。

### 【具体的な施策】

#### ○ 薬物乱用防止教育 【教育指導課】

危険ドラッグなど薬物乱用の防止を目的に、全校で教育課程に位置づけ、警察等の関係機関と連携して薬物乱用防止教室を年1回以上実施します。

#### ○ 薬物乱用防止推進事業 【健康推進課】

東京都薬物乱用防止推進多摩市協議会が市と連携を図りながら、キャンペーンやポスター・標語の募集を中心とした薬物乱用防止の普及・啓発を行っていきます。

## コラム2 保健師による健康相談について

(南多摩保健所)

保健所の業務の1つに、保健師による健康相談があります。アルコール依存症や薬物依存症の相談支援もその中に含まれます。アルコールや市販薬等の合法の薬物、違法薬物の乱用に関する相談も対象です。既に医療や支援機関に繋がっている方も、まだ医療等に繋がっていない方、当事者の方だけでなくご家族の方々もご相談いただけます。

状況に応じて、専門相談機関をご案内したり、他の相談機関との連携等を図るなど、相談対応のプロセスで、当所が連携している専門職と相談し、より効果的な支援を提供できるよう努めています。

特に、違法薬物の乱用でお悩みの方のご家族・知人の方々は「通報されてしまうかも」と相談の敷居が高くなりがちなのではないでしょうか。守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

ご家族・ご本人だけで問題を抱え込み、課題の改善が先送りになってしまうのは残念なことです。まずは相談することで、状況変化の第一歩を踏み出して頂ければと考えています。

このほか保健所では、「東京都薬物乱用防止推進協議会」の多摩市協議会が行う啓発活動に対する支援、小・中学校の生徒及びPTA等が行う啓発活動への支援を行っています。

### コラム3 TAMARPP(タマープ：多摩総合精神保健福祉センター 再発予防プログラム)について (都立多摩総合精神保健福祉センター)

当センターでは、多摩地域の精神保健福祉の向上を目的として平成4年に開設されて以来、薬物・アルコール等相談事業（令和3年度から依存症相談事業）を実施しています。平成31年4月より、都立（総合）精神保健福祉センターが東京都における「依存症相談拠点」として設定され、多摩総合精神保健福祉センターは、多摩地域のアルコール、薬物、ギャンブル等に関する「依存症相談拠点」として、保健、医療、福祉、司法、当事者グループやリハビリ施設等の関係機関や団体と連携して事業を行っています。

依存症相談事業は、個別面接相談、家族教室、再発予防プログラム（本人グループ）が3本柱になっています。「こころの電話相談」が窓口になって、本人、家族、関係機関の方からの相談を受けています。非常勤の専門相談員や外部機関の助言者を含むチームで、週1回の事業として実施し、ダルク職員等の回復者スタッフも運営に加わっています。個別面接相談後に、必要に応じて家族教室や再発予防プログラムに参加していただいています。

TAMARPP（タマープ）とは、「タマ・リラプス・プリベンション・プログラム」の略で、テキストを使った再発予防プログラムのことです。TAMARPPは、神奈川県立精神医療センターせりがや病院で開発された、薬物依存症に対する認知行動療法プログラム SMARPP（スマープ）を基に、SMARPPの専門家の支援を得て、平成19年に開始しました。TAMARPPの対象者は、アルコール、薬物、ギャンブルなどの問題で過去に困った経験があり、「これから使わない生活をしたい」と考えていて、個別担当職員も参加が適切と考えている人です。TAMARPPの特徴は、SMARPPと同様に認知行動療法の手法を用い、物質やギャンブル等の入り込むすきのない計画的生活の実行、「使いたい」渴望への対処法の獲得、回復の道のりへの理解と今後の備え、再発の危険信号への気づきと対処、回復の道のりで助けとなる自助グループや12ステップなどを学ぶことを目指しています。

TAMARPPには、精神保健福祉センターが取り組むプログラムの特徴として、「回復者スタッフからの豊富な経験に基づくサポートが得られること」、「緩やかな枠組みの中で、参加者が取り組みやすいよう運営されていること」があります。利用者には、アルコールや薬物だけでなくギャンブル等の問題の人もおり、利用期限も設けておらず、SMARPPと異なり尿検査も実施しない、「ゆるやかな枠」で運営しています。令和2年度には、近年増加傾向にあるギャンブル依存や、買い物・浪費等の「行為の依存」に対応するためにTAMARPPテキストを改訂しました。

TAMARPPでは、職員や他の利用者との交流を持ち、話を聞くことと話すことを通して、回復を目指す仲間や、信頼できる回復モデルと出会うことができます。集団への参加に不安がある方も、職員の進行により安心して参加することができます。一定期間TAMARPPに参加した後に、自助グループやリハビリ施設に繋がったり、家族関係が改善する人もいます。依存症でお困りの方は、どうぞご相談ください。

### (3) 生活困窮者支援等

#### 【現状と課題】

前述のとおり、犯罪をした者等は、就労や住居の確保が不安定であり、適切かつ十分な支援が受けられず、生活困窮状態に陥ってしまうことがあります。そしてそれは、本人の就労意欲などに反し、再び罪を犯してしまう動機に繋がります。

犯罪をした者等の中には、自立した生活を営むための基盤である住居や就労が確保できず、生活困窮状態に陥ることで再び罪を犯してしまうケースが年代を問わず多く存在しています。

このような生活困窮状態に陥った犯罪をした者等が、複合的な課題を一つひとつ解決できるよう適切な出口支援を受け、継続的にそれらを利用できる体制の整備が必要となっています。

#### 【具体的な施策】

##### ○ しごと・くらしサポートステーションの設置 【福祉総務課】

再掲 (P. 6 参照)

##### +α しごと・くらしサポートステーションの事業

##### ■ 家計改善支援事業

家計に課題を抱える市民とともに、家計状況を「見える化」し、家計を改善する支援を行います。

##### ○ 生活困窮者等支援事業 【福祉総務課】

訪問支援(アウトリーチ)・同行支援を含め、生活保護に至る前の段階からの相談支援を行い、多角的な視点で相談者及びその世帯全体を支援します。

##### ○ 受験生チャレンジ支援貸付事業 【福祉総務課】

受験のための学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補修教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用の捻出が困難な市民に対し、必要な資金を貸し付けることにより、教育の機会を提供します。

##### ○ ひとり親家庭自立支援給付金事業 【子育て支援課】

ひとり親家庭の経済的な自立を促進するための知識・技能取得のための支援を行います。

##### ○ ひとり親家庭相談事業 【子育て支援課】

母子家庭となった母及び父子家庭となった父並びに婦人が抱える、経済、住まい、子どものことなど幅広い課題に対し、相談を通して助言や情報提供を行いながら、問題解決を図ります。

##### ○ 子どもの学習支援事業 【児童青少年課】

経済的に困窮する世帯の中高生を対象とした学習支援を福祉総務課と連携して実施し、進級や進学、自立などの学習面・生活面の支援を行います。

##### ○ 生活保護制度(生活保護法外事業) 【生活福祉課】

生活保護制度は、病気や高齢、働き手の死亡、失業その他様々な事情で生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、「健康で文化的な最低限度の生活」

を保障するとともに、その自立を促進します。

生活保護を受給する世帯に対し、その自立支援に要する生活保護法外の経費を一部支給し、就労・社会参加活動、学習環境の整備等を支援し、自立促進を図ります。

○ 就学援助 【学校支援課】

家庭の経済的な理由により就学させることが困難な児童の保護者に対し、就学に伴う費用の一部を援助し、小・中学校における義務教育の円滑な遂行を図ります。

○ 多機関協働による相談支援体制の構築 【福祉総務課・健幸まちづくり推進室】

「多摩市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて、相談支援体制を強化するため、「だれひとり取り残さない」支援体制を多機関協働で構築します。

○ 地域包括支援センター運営事業 【高齢支援課】

再掲 (P.10 参照)

【市内団体等の活動】

○ 多摩市社会福祉協議会

再掲 (P.10 参照)

**+α** 多摩市社会福祉協議会の事業

■ 生活福祉資金制度

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に無利子または低利福祉資金・教育支援資金等の他、緊急小口資金の貸し付けを行っています。

また、失業等により、生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援することを目的として、生活再建までの取組への支援と生活費等の貸付を行う総合支援資金があります。

○ 多摩市民生委員協議会

再掲 (P.10 参照)

**+α** 多摩市民生委員協議会の活動

■ 生活福祉資金の面談等による相談支援

民生委員・児童委員は、社会福祉協議会事業の「生活福祉資金制度」における対象者との面談に立ち会い、対象者が抱える生活上の問題に対し、相談支援や必要な支援を受けられるよう関係機関に繋ぐなどの解決に向けた支援を行います。

【施策】

(1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等

(1) 非行の防止・学校と連携した修学\*支援等

【現状と課題】

全国の高等学校進学率は通信制を含め 98.8%ですが、少年院入院者の 25.3%は中学校卒業後、高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の 40.9%が高等学校を中退している状況です。

さらに、少年院出院後については、復学・進学が決定した者は 7.1%である一方で、進学を希望したが進学先の決まらない者が 13.7%であり、希望するものの進学できない出院者が一定数いることも確認できます。

また、小・中学校における不登校児童生徒数は増加傾向にあり、子どもたちが様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれていたりする状況が見受けられます。あわせて、インターネットやスマートフォンの利用が普及し、教員や保護者などの大人が見えないところで被害者、又は加害者にならないとは限りません。子どもたちの安心・安全な環境を守るため、こうした新たな課題への対応が必要となってきます。

非行の未然防止や青少年健全育成のため、相談支援体制の充実や居場所づくり、学習支援や修学支援など、学校のみならず地域における関係機関等との連携を行い、様々な取組を推進する必要があります。

【具体的な施策】

○ 教育相談事業 【教育センター】

教育相談は、主に、中学生以下の子どもの情緒や不登校等の心配、学校での悩みやいじめなど、広く教育に関する相談を行います。また、必要に応じて、関係機関と連携し、早期解決・改善のための支援を行います。

○ 子どもパートナー事業 【教育指導課】

学校になじめないなど課題のある児童・生徒を対象に実施し、大学や子供家庭支援センター等の関係機関と教育委員会が連携してサポートすることで、課題のある児童・生徒への早期対応を図ることにより、不登校や非行の解決、防止を図ります。

○ 学校と家庭の連携推進事業 【教育指導課】

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、地域全体で対応する体制を構築し、地域や学校の実態に即した効果的な取組を推進します。学校の教職員と「家庭と子どもの支援員」との連携体制を作り、生活指導上の諸課題の解決に向けてはたらきかけま

\* 「就学」と「修学」の違い：「就学」は学校に入ること、「修学」は学びを修めることを指しており、学校に入ることのみならず、学校で様々なことを学び、修めることが再犯防止に繋がると考え、重点課題3内では「修学」を使用。



す。

○ 放課後子ども教室事業 【児童青少年課】

放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得ながら拠点を運営し、遊びやスポーツ・文化活動をはじめ地域の方々との交流活動等の取組を推進します。

○ 地域学校協働活動推進事業 【教育指導課】

市立小・中学校全校に地域学校協働活動推進員を配置し、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの「生きる力」を育むための教育活動を推進します。

○ 学校開放事業 【教育振興課】

子どもたちや、地域住民等の生涯学習・スポーツ等の場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域コミュニティの推進を図ります。

○ 子ども食堂 【児童青少年課】

子どもに食と交流の場を提供する地域の活動を支援し、地域住民との交流の場、見守りの場として、共食の機会を提供します。

○ しごと・暮らしサポートステーションの設置 【福祉総務課】

再掲（P. 6 参照）

**+α** しごと・暮らしサポートステーションの事業

■ 子供の学習支援事業

子供に対して、学習支援や保護者への進学助言等を行います。

【市内団体等の活動】

○ 多摩市青少年問題協議会

青少年問題協議会は、地域の子どもや若者の健全な育成を図ることを目的として、子どもや若者を取り巻く課題や課題解決に向けた方策について審議・検討や相互連携のための連絡調整を行い、青少年の健全育成に取り組んでいきます。

○ 多摩市民生委員協議会

再掲（P. 10 参照）

**+α** 多摩市民生委員協議会の活動

■ 校区別地区連絡会の実施

民生委員・児童委員が、児童相談所・子育て総合センター・学校とともに主体となり、児童を取り巻く様々な課題や保護者からのニーズなどの情報を共有し、理解を深め、それぞれの活動の一助となるよう連携します。

■ ケース会議への参加

子育て支援センターで実施されるケース会議に参加し、児童それぞれの個別の状況を把握

し、地域での見守り活動や相談支援の一助となるよう連携します。

○ 日野・多摩・稲城地区 BBS 会

日野・多摩・稲城地区保護司会が主体となり、日野・多摩・稲城地区 BBS 会の立ち上げを検討します。BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、様々な立場の非行少年等に対し、「兄」や「姉」のような身近な立場で接し、相談・学習支援を行い、立ち直りや自立を支援します。